

さいたま市立学校学校自己評価システム実施要領

第1 趣 旨

この要領は、さいたま市立小・中学校管理規則第26条の3の規定及びさいたま市立高等学校管理規則第20条の3の規定に基づき、市立学校における学校自己評価システムの実施に関して、必要な事項を定めるものである。

第2 学校自己評価の考え方

各学校が、保護者や地域住民等からの意見や評価を踏まえ、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することにより、学校としての説明責任を果たすとともに、学校の教育力の向上を図っていくものである。

第3 実施方法等

1 学校自己評価の基本姿勢

- (1) 当該学校の現状を見つめ直し、「目指す学校像・存在意義（学校の特色と期待される姿）」（以下、「目指す学校像」という。）を明確にし、教職員、児童生徒、保護者並びに学校を取り巻く地域が一体となって、開かれた学校づくりに取り組むものとする。
- (2) 学校は、目指す学校像や課題を明確にした上、「学校年間教育計画の策定（Plan）」「教育活動の実践（Do）」「教育活動の評価（Check）」「評価結果に基づく改善や更新（Action）」といった一連のマネジメントサイクルにより、学校運営の改善や教育活動の充実を推進するものとする。
- (3) 目標の設定に当たっては、PDCAマネジメントサイクルの考え方に基づくとともに、具体的かつ評価可能な目標の設定に努めるものとする。

2 評価項目、評価指標の設定

(1) 評価項目

校長は、自校の教育活動等の具体的取組について、適切な評価項目及び評価指標を定めるものとする。ただし、「学力向上に関する取組」、「安心・安全に関する取組」、「地域とともにある学校づくりに関する取組」、「教職員の資質向上に関する取組」の項目については、すべての学校が共通して取り組むものと

する。

(2) 評価指標

学校が共通に取り組む評価項目の指標については、「授業がわかり、興味・関心や意欲をもって取り組んでいるか」、「誰もが安心・安全に学校に通える環境を整えているか」、「保護者・地域に学校の教育方針や教育活動に関する情報を積極的に提供しているか」、「教職員の資質向上を目的とした研究の充実に努めているか」などの観点を踏まえて、各学校で設定することとする。

3 評価の実施

(1) 学校自己評価

学校は、学校の教育活動や学校運営に関して児童生徒・教職員・保護者等からのアンケートを参考に、各校務分掌、各学年、各教科による教育活動等を振り返り、評価項目ごとの達成状況等について「年度評価」を行う。なお、年度の適当な時期に中間評価を実施し、必要に応じて方策等の見直しを行う。

(2) 学校運営協議会による評価

学校自己評価をもとに、学校運営協議会の場においての意見交換を行い、「学校運営協議会による評価」を実施する。

(3) 学校間相互評価

学校間相互評価会議において、各学校が「学校自己評価システム」の内容及び運営上の工夫を報告し、学校自己評価システムの取組の充実・改善に向けて、学校間で意見交換（相互評価）を実施する。

4 評価結果の活用

校長は、評価結果をもとに、当該年度の教育活動等の成果と改善すべき点を分析し、次年度に反映させるほか、教育方針や教育活動等の見直しを行うなどの改善に生かすものとする。

5 学校自己評価システムシートの提出

- (1) 校長は、目指す学校像、当該年度の重点目標及び評価項目等を決定したときは、学校自己評価システムシート（別紙様式）に必要事項を記載した上、すみやかにさいたま市教育委員会（以下「教育委員会」という）に提出するものとする。
- (2) 校長は、評価項目の評価を行ったときは、評価結果を記載した学校自己評価シ

システムシートを年度末までに、教育委員会に提出するものとする。

6 学校自己評価システムの推進組織の整備

(1) 学校運営協議会

本市の「学校関係者評価」は、「学校運営協議会による評価」とし、評価主体は、教職員を除く学校運営協議会とする。

学校運営協議会は、授業をはじめとする学校の教育活動等の観察や意見交換等により、学校が自ら行った学校自己評価について、評価を行う。

なお、必要に応じて、児童生徒の代表からも意見を聞くことができるものとする。

(2) 評価運営委員会の設置

学校自己評価システムの運営を行うとともに、評価結果に伴う改善・更新を推進するため、校内に校長、副校長・教頭、事務長及び校長が指定した者からなる評価運営委員会を設置するものとする。なお、評価運営委員会は校内の既存の組織で代替することができる。

第4 評価項目等及び評価結果の公表

1 評価項目等の公表

学校は、目指す学校像、当該年度の重点目標及び評価項目等を決定したときは、学校自己評価システムシートにより、すみやかに公表するものとする。

2 評価結果の公表

学校においては、教育活動等の評価を行ったときは、すみやかに、その結果を公表するものとする。この場合において、当該年度の評価結果を、その次年度の早い時期において、次年度の評価項目と併せて公表することができる。

3 公表の方法

評価項目等及び評価結果の公表に当たっては、広く保護者や地域住民、関係機関等に公表することができるよう、例えば、学校便りやインターネットの活用、説明会の開催など、各学校の実情に基づいて適切な方法で行うものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。